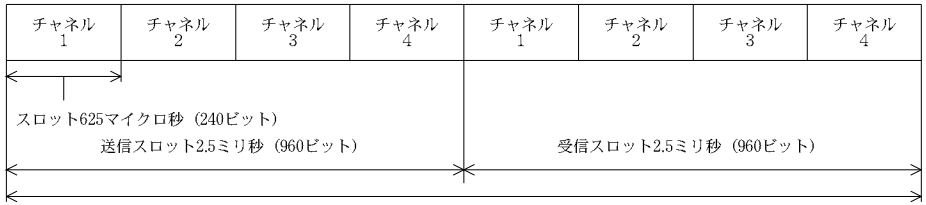
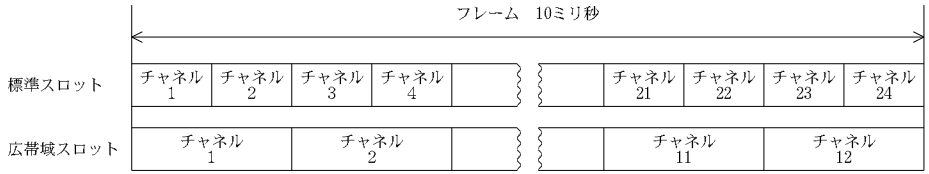
| | |
|---|---|
| π／4－ＱＰＳＫ | 2304kbit／s |
| π／8－８ＰＳＫ | 3456kbit／s |
| 16ＱＡＭ | 4608kbit／s |
| 64ＱＡＭ | 6912kbit／s |

注　許容偏差は百万分の100とする。

**別図第一号**　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局又はＰＨＳの無線局に使用する無線設備のフレーム構成




**別図第二号**　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備のフレーム構成




注　１フレームの中で標準スロットと広帯域スロットを組み合わせて使用することができる。

**別図第三号**　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備のフレーム構成




**○総務省告示第二百九十五号**

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 一　識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。 | 一　［同上］ |
| 使用する無線設備の区別 | 識別符号の符号長 |
| ［二・二　略］ | ［二・二　同上］ |
| 三　電波法第四条第一項第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第二号に規定する特定小電力無線局（以下「特定小電力無線局」という。）の無線設備のうち、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用のもの（キャリアセンスの備付けを要しないものを除く。以下「テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備」という。） | (1)　三一一MHzを超え一、一六〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの（九一五・九MHz以上九二七・七MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）にあつては、四八ビット以上 |
| ［同上］ | ［同上］ |
| ［二・二　同上］ | |
| 三　［同上］ | 四八ビット以上 |